



桐企発第04・87号  
令和4年11月11日

みどり市長 須藤 昭男 様

桐生市長 荒木 恵司

「共同事業実施に関する覚書」に基づく協議機関の設置等について

本市の行政運営につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴市から業務を受託している清掃センター事業、常備消防事業、斎場事業、し尿処理事業の4つの共同事業につきましては、平成17年1月28日付け、当時の1市2町3村の間で締結した「共同事業実施に関する覚書（以下、「覚書」という。）」に基づき実施しているところです。

このような中、共同事業の施設見学会を経て、令和4年6月29日に開催された「第2期 第3回 桐生・みどり未来創生会議」では、市民委員から「共同事業施設は、市民の生活に欠かせない、1日たりとも停止できない施設であり、施設の老朽化が進む中、建て替えに相当の時間を要することを踏まえると、両市でしっかり協議すべき」との趣旨の発言が多くあり、共同事業の今後のあり方について早急に両市で協議を開始し、合意のうえ決定していかなければならないものと考えております。

つきましては、覚書第3条第1項に基づく協議機関の早期設置や、同条第2項に基づく会議の早期開催について申し入れを行いますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：共創企画部企画課